

大阪広域水道企業団告示第3号

平成23年大阪広域水道企業団告示第2号（工業用水道の給水区域）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月22日

大阪広域水道企業団企業長 竹山 修身

次の表の改正前の欄に掲げる部分を同表の改正後の欄に掲げる部分に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号）第3条の規定により、工業用水道の給水区域を次のように定める。 1 北大阪地区 (1) 豊中市のうち、一般国道176号線との交点以西の府道伊丹豊中線、その交点から<u>中央自動車道西宮線</u>との交点までの一般国道176号線及びその交点以東の<u>中央自動車道西宮線</u>以南の地域 (2) 吹田市のうち、<u>中央自動車道西宮線</u>以南の地域及び千里万博公園の区域 (3) 高槻市のうち、<u>中央自動車道西宮線</u>以南の地域 (4) 茨木市のうち、<u>中央自動車道西宮線</u>以南の地域 (5) （略） 2 東大阪地区 (1) （略） (2) 八尾市のうち、<u>恩智南町を通過する</u>一般国道170号線以西の地域 (3) 寝屋川市のうち、<u>三井南町及び大字太秦を通過する</u>一般国道170号線以西の地域 (4) 大東市のうち、<u>学園町を通過する</u>一般国道170号線以西の地域 (5)・(6) （略） (7) 東大阪市のうち、<u>市道石切西16号線</u>との交点以北の一般国道170号線、その交点から<u>市道石切東16号線</u>との交点までの市道石切西16号線、その交点から<u>近畿日本鉄道奈良線</u>との<u>交点</u>までの市道石切東16号線、その<u>交点</u>から一般国道170号線との<u>最初の交点</u>までの<u>近畿日本鉄道奈良線</u>及びその<u>交点</u>以南の一般国道170	大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号）第3条の規定により、工業用水道の給水区域を次のように定める。 1 北大阪地区 (1) 豊中市のうち、一般国道176号線との交点以西の府道伊丹豊中線、その交点から<u>高速自動車国道吹田神戸線</u>との交点までの一般国道176号線及びその交点以東の<u>高速自動車国道吹田神戸線</u>以南の地域 (2) 吹田市のうち、<u>高速自動車国道吹田神戸線</u>及び<u>高速自動車国道中央自動車道小牧吹田線</u>以南の地域並びに<u>千里万博公園の区域</u> (3) 高槻市のうち、<u>高速自動車国道中央自動車道小牧吹田線</u>以南の地域 (4) 茨木市のうち、<u>高速自動車国道中央自動車道小牧吹田線</u>以南の地域 (5) （略） 2 東大阪地区 (1) （略） (2) 八尾市のうち、一般国道170号線以西の地域 (3) 寝屋川市のうち、一般国道170号線以西の地域 (4) 大東市のうち、一般国道170号線以西の地域 (5)・(6) （略） (7) 東大阪市のうち、<u>市道芝辻子線</u>との交点以北の一般国道170号線、その交点から<u>近畿日本鉄道株式会社奈良線</u>との<u>交点</u>までの市道芝辻子線、その<u>交点</u>から一般国道170号線との<u>交点</u>までの<u>近畿日本鉄道株式会社奈良線</u>及びその<u>交点</u>以南の一般国道170号線以西の地域

号線以西の地域 (8) 四條畷市のうち、<u>四條畷市と寝屋川市との境界線との交点から四條畷市と大東市との境界線との交点までの</u>一般国道170号線以西の地域 3 (略) 4 泉州地区 (1) 堺市のうち、南海電気鉄道株式会社高野線との交点以西の大和川、その交点から府道大堀堺線との交点までの南海電気鉄道株式会社高野線、その交点から阪堺電気軌道株式会社阪堺線との交点までの府道大堀堺線、その交点から府道深井畑山宿院線との交点までの阪堺電気軌道株式会社阪堺線、その交点から西日本旅客鉄道株式会社阪和線との交点までの府道深井畑山宿院線、その交点から府道大阪中央環状線との交点までの西日本旅客鉄道株式会社阪和線、その交点から府道我堂金岡線との交点までの府道大阪中央環状線、その交点から市道金岡69号線との交点までの府道我堂金岡線、その交点以南の市道金岡69号線、市道金岡70号線、市道金岡70号線の南端及び市道中百舌鳥24号線の北端を結ぶ線、一般国道310号線との交点以北の市道中百舌鳥24号線、その交点から市道南花田鳳西町線との交点までの一般国道310号線、その交点から府道西鳳東線との交点までの市道南花田鳳西町線、その交点から市道士師宮園線との交点までの府道西鳳東線、その交点から市道八田北深井沢線との交点までの市道士師宮園線、その交点から市道中深井泉田中線との交点までの市道八田北深井沢線、その交点から市道小阪2号線との交点までの市道中深井泉田中線、その交点から市道中深井泉田中線との交点までの市道小阪2号線、その交点から市道和田9号線との交点までの市道中深井泉田中線、その交点から市道<u>太平寺和田1号線</u>との交点までの市道和田9号線、その交点から市道草部三木閉線との交点までの市道<u>太平寺和田1号線</u>、その交点から市道<u>菱木太平寺線</u>との交点までの市道草部三木閉線、その交点から府道和田福泉線との交点までの市道菱木太平寺線、その交点から府道泉大津美原線との交点までの府道和田福泉線、その交点から府道大阪和泉泉南線との交点までの府道泉大津美原線、その交点から石津川との交点までの府道大阪和泉泉南線、その交点以西の石津川及び海岸線に囲まれる地域並びに西区築港浜寺西町及び築港浜寺町の	(8) 四條畷市のうち、一般国道170号線以西の地域 3 (略) 4 泉州地区 (1) 堺市のうち、南海電気鉄道株式会社高野線との交点以西の大和川、その交点から府道大堀堺線との交点までの南海電気鉄道株式会社高野線、その交点から阪堺電気軌道株式会社阪堺線との交点までの府道大堀堺線、その交点から府道深井畑山宿院線との交点までの阪堺電気軌道株式会社阪堺線、その交点から西日本旅客鉄道株式会社阪和線との交点までの府道深井畑山宿院線、その交点から府道大阪中央環状線との交点までの西日本旅客鉄道株式会社阪和線、その交点から府道我堂金岡線との交点までの府道大阪中央環状線、その交点から市道金岡69号線との交点までの府道我堂金岡線、その交点以南の市道金岡69号線、市道金岡70号線、市道金岡70号線の南端及び市道中百舌鳥24号線の北端を結ぶ線、一般国道310号線との交点以北の市道中百舌鳥24号線、その交点から市道南花田鳳西町線との交点までの一般国道310号線、その交点から府道西鳳東線との交点までの市道南花田鳳西町線、その交点から市道士師宮園線との交点までの府道西鳳東線、その交点から市道八田北深井沢線との交点までの市道士師宮園線、その交点から市道中深井泉田中線との交点までの市道八田北深井沢線、その交点から市道小阪2号線との交点までの市道中深井泉田中線、その交点から市道中深井泉田中線との交点までの市道小阪2号線、その交点から市道和田9号線との交点までの市道中深井泉田中線、その交点から市道<u>太平寺和田1号線</u>との交点までの市道和田9号線、その交点から市道草部三木閉線との交点までの市道<u>太平寺和田1号線</u>、その交点から市道<u>菱木太平寺線</u>との交点までの市道草部三木閉線、その交点から府道和田福泉線との交点までの市道菱木太平寺線、その交点から府道大阪和泉泉南線との交点までの府道和田福泉線、その交点から石津川との交点までの府道大阪和泉泉南線、その交点以西の石津川及び海岸線に囲まれる地域並びに西区築港浜寺西町及び築港浜寺町の区域
--	--

区域 (2)―(10) (略) 5 (略)	(2)―(10) (略) 5 (略)
---------------------------------	---------------------------